

2 虐待の防止について

(1) 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待とは？

障害のある方に対する、障害者福祉施設従事者等(障害者支援施設や障害福祉サービス事業等に従事する全ての職員)による次のような行為を障害者虐待といいます。

以下、この資料では、単に「虐待」といいます。

(表)

類 型	内 容	具 体 例
身体的虐待	障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること	<ul style="list-style-type: none"> ・つねる、殴る、蹴る ・食事の際、本人が拒否しているのに食べさせる、飲み物を飲ませる ・車いすやベッドなどに縛り付ける
心理的虐待	障害者に対する暴言、差別的な言動その他の障害者に心理的外傷を与える言動を行うこと	<ul style="list-style-type: none"> ・怒鳴る・罵倒する・無視する ・排泄の失敗や食べこぼしを嘲笑する ・トイレを使用できるのに本人の意思や状態を無視しておむつを使う
放棄・放置	障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、他の利用者による身体的・性的・心理的虐待にあたる行為と同様の行為の放置、その他障害者を擁護すべき職務上の義務を著しく怠ること	<ul style="list-style-type: none"> ・入浴させず悪臭がする ・排泄の介助をしない ・髪・ひげ・爪が伸び放題になっている ・室内にごみが放置されている ・病院を受診させない ・めがね、補聴器・補助具等があっても使用させない
性的虐待	障害者に猥褻な行為をすること又は障害者に猥褻な行為をさせること	<ul style="list-style-type: none"> ・キス、性器等への接触 ・性的行為の強要 ・猥褻な映像や写真を見せる
経済的虐待	障害者の財産を不当に処分すること その他障害者から不当に財産上の利益を得ること	<ul style="list-style-type: none"> ・年金や賃金を渡さない ・年金や預貯金を無断で使用する

※具体例は、厚生労働省「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」の10頁～13頁に、具体的な事例の記載がありますので、御確認ください。

◆参考(厚生労働省 HP)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaisahukushi/gyakutaiboushi/tsuuchi.html

(2) 虐待の恐れがある事案が発生した場合の対応

虐待を受けたと思われる障害者を発見した者は、速やかに市町村に通報しなければなりません。

(障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律第16条第1項)

○「速やかに市町村に通報」することは、大切ですが。。。

虐待を受けた場面を目撃した場合、虐待を受けたのではないかと疑いを持った場合、虐待の相談を受けた場合等は、迅速な対応をする観点から、下記の表に記載した最低限の情報を収集して、静岡市に通報していただくと助かります。

(表)

① 最低限の情報	② ①を求める理由	注意点
日時及び場所	関係者への聞き取りや防犯カメラ等の客観的な物証を収集する際に必要なため。	<ul style="list-style-type: none"> ・最低限の情報は、複数人から収集する必要はなく、特定の個人(虐待を受けた方、虐待を行った方、目撃者)から収集した情報で構いません。 ・最低限の情報は、虐待に係る調査の可否や緊急性の判断をする際に必要な情報であり、虐待があったかどうかを認定するための情報ではありません。
虐待を受けた(受けた可能性がある)方及び虐待を行った(行った可能性がある)方	単なる利用者同士のトラブルの可能性の有無、関係者に対して、聞き取りを実施する必要があるため。	
虐待行為の内容	緊急性の有無を判断する、また、他の虐待類型(養護者虐待、使用者虐待)であるかどうかを判断し、関係部署に情報提供を迅速に行うため。 また、関係者への聞き取りの際に確認するため。	
虐待を受けた方の意思	虐待を行った方から更なる虐待を受けてしまうから大事にしてほしくない、他の利用者や従業員に虐待を受けたことを知られたくない等の意思を確認し、調査等の何らかの手段を講じて対応することが可能かどうかを判断するため。	

(3) 虐待の防止のための取組について

ア 虐待防止委員会の開催

虐待防止の更なる推進のため、令和4年度から下記3点の措置を講じることが義務化されています。

<虐待防止の措置>

- ① 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催すると共に、その結果について、従業者に周知徹底を図ること
- ② 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施すること
- ③ ①及び②を適切に実施するための担当者を置くこと

また、運営規程に下記の項目を定める必要もあります。

<虐待防止のための措置に関する事項>

- ① 虐待の防止に関する責任者の選定
- ② 成年後見制度の利用支援
- ③ 苦情解決体制の整備
- ④ 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施
- ⑤ 虐待防止委員会の設置等に関すること 等

イ 身体拘束等の適正化

障害者虐待防止法では、「正当な理由なく障害者の身体を拘束すること」は身体的虐待に該当する行為とされていますが、他の利用者に加害する、自分自身を傷つける等がある場合に、やむを得ず障害者の行動を制限する場合に必要な考え方をお伝えします。

<身体拘束の具体例>

- (1) 車いすやベッド等に縛り付ける。
- (2) 手指の機能を制限するために、ミトン型の手袋をつける。
- (3) 行動を制限するために、介護衣(つなぎ服)を着せる。
- (4) 支援者が自分の体で利用者を押さえつけて行動を制限する。
- (5) 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- (6) 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

<やむを得ず身体拘束を行うときの3要件>

緊急やむを得ず身体拘束を行う場合には、以下の3要件を全て満たす必要があります。

① 切迫性

利用者本人又は他の利用者等の生命、身体、権利が危険にさらされる可能性が著しく高いこと

② 非代替性

身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する方法がないこと

③ 一時性

身体拘束その他の行動制限が一時的であること

<やむを得ず身体拘束を行うときの手続き>

① 組織による決定

個別支援会議などにおいて組織として検討し、決定する必要がある

② 個別支援計画への記載

身体拘束の様態及び時間、緊急やむを得ない理由、拘束解消の方針を記載する

③ 本人・家族への説明

利用者本人や家族に十分に説明をし、了解を得る

④ 記録の作成

実際に行った場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記録する

ウ 管理者による現場の把握

直接的に支援の様子を見ることや雰囲気を感じたりすることで、日常的に不適切な対応が行われていないかを確認していることを従業員に認識させることが重要です。

また、利用者や従業員と意思の疎通を図り、支援に関する課題や配置に問題がないかを確認してください。

エ 性的虐待防止の取組

近年、SNS等を通じて猥褻な画像を障害者に送り付けるまたは送らせるなどの悪質な犯行が報告されています。また、人目のつきにくい場所を選び、性的虐待が行われることが多いため、日頃の利用者の様子の変化を観察し、職員と利用者の接し方に違和感がないか、利用者の様子の変化がないかを家族に定期的に確認することで、判明することがあります。また、従業員の業務分担の工夫により、可能な限り2人きりになる場面をなくすこと、利用者や従業員の同性介助を検討すること、勤務中は個人の携帯電話を携帯することを制限することなどが防止策です。

オ 経済的虐待防止の取組

過去に利用者から預かった金銭の横領や職員が利用者名義で私的な契約を結び、その代金を利用者の口座から引き落とさせていた事案、事業所が勝手に利用者の預金を事業資金に流用した事案などが発生しています。利用者の財産管理は、預金通帳や印鑑を別々にすること、適切な出納が行われているかを複数人で定期的に確認すること等により、適正に実施してください。

また、利用者から徴収した費用は、その積算根拠を明確にし、適切な額を定めてください。

カ 家族との連携

利用者のその日の様子について、ご家族と共有すること、連絡帳の活用等を通じて、家族と連絡を取り合うことで、虐待の防止や早期発見につながります。

また、利用者の家族に対しても、苦情相談の窓口や虐待の通報先について周知するとともに、日頃から話しやすい雰囲気をもって接し、施設の対応について疑問や苦情が寄せられた場合は傾聴し、事実を確認することが虐待の早期発見につながります。

キ ボランティアや実習生の受入れや地域との交流

利用希望者の見学や実習生の受け入れ等を積極的に行い、多くの目で利用者を見守る環境づくりを心掛けてください。